

発議第4号

市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）第5条第1項の規定により、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を設置する。

令和6年3月27日提出

提出者

香芝市議会議員

下村佳史

賛成者

香芝市議会議員

河杉博之

小西高吉

中山武彦

上田井良二

中谷一輝

木下充啓

市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の設置について

地方自治法第109条第1項及び香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定により、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

- | | |
|---------|---|
| 1 名 称 | 市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会 |
| 2 委員の定数 | 4人 |
| 3 設置の根拠 | 地方自治法第109条第1項及び香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定に基づくものである。 |
| 4 調査事項 | (1) 眞鍋亜樹議員の小学校教室無断侵入に関すること
(2) 子どもたちの学校等のプライバシー保護及びセキュリティに関すること
(3) その他 |
| 5 調査期限 | 市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。 |